## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の要旨は、

(一) は理由がない。

- (一) 原審は、埼玉県浦和市 a 町 b 丁目 c 番家屋番号同町 d 番 e 、木造亜鉛葺 平家建居宅一棟建坪十一坪の建物につき競売を実施し競落を許可したが、右建物 は、A の所有に属し、債務者(抗告人)の所有でない。従つて債務者に対する強制 執行として競売を受くべきいわれなく、民事訴訟法第六百七十四条第二項にいわゆる「競売シタル不動産力譲渡スコトヲ得サルモノナルトキ」に該当するにもかかわらず、原審がこの点を看過し競落を許可したのは不当である。
- (二) 原審は、競売手続の中途において、昭和二十七年三月十日附更正決定を以て、本件強制競売開始決定添附の別紙物件目録中建坪二十坪とあるを建坪十一坪と更正し、競売を続行実施したが、これは本来の目的物の異なるものを符合せしめるためなされたものであつて、債務名義から更正しなければ更正できないものである。しかるに原審が債務名義を更正しないで強制競売開始決定のみを更正したのは不当である。
- (三) 債務者たる抗告人に対し、競売期日の通知はなされたが競落期日の通知はなされなかつた。しかしながら、本件のように、競売期日の場所と競落期日の場所とちがつているような場合には、特に債務者の利益のため競落期日の通知もあつてしかるべきであり、原審がこれをなさなかつたのは不当である。よつて、原決定取消の上、本件競落を許さずとの裁判を求める。

というにあつて、証拠として、乙第一ないし第三号証を提出した。 しかながら、

〈要旨第一〉(一) 強制競売の目的不動産が債務者の所有に属しないということ は、民事訴訟法第六百七十四条第二項にいわゆ〈/要旨第一〉る「競売シタル不動産ガ 譲渡スコトヲ得サルモノナルトキ」に該当せず、また競売不動産が登記ある不動産 であるにかかわらず債務者の名義でない場合を除き同法第六百七十二条第一号の 「強制執行ヲ許ス可カラサルコト」にもあたらないので、同法第六百八十一条第 項により、債務者はこれを以て競落許可決定に対する不服の理由となすことができない。何となれば、右「譲渡スコトヲ得サルモノナルトキ」とは執行の目的である不動産が法律上譲渡禁止物または差押禁止物であつて競売でぎないような場合をい い、また「強制執行ヲ許ス可カラサルコト」とは右の場合その他執行の要件や執行 開始の要件がかけている場合をいい、いずれも執行機関の調査すべき執行法上の事 項であるところ、不動産の強制競売においては、既に申立の要件として、申立書に 登記簿に債務者の所有として登記した不動産については登記官吏の認証書、未登記 の不動産については債務者の所有たることを証すべき証書を添附すべきことを法定 しているので、(民事訴訟法第六百四十三条第一項第一号第二号参照)これらの書 類により競売の目的たる不動産が債務者の所有に属することが一応認められる限 り、競売裁判所は果してその不動産が実体上債務者の所有に属するかどうかを調査 し認定する権限も職責もなく、執行手続上ではこれを不問に付しそのまま競売を実施して差支ないからである。そして本件においては、競売申立書添附の登記簿謄本 並びにその後追完せられた埼玉県浦和市長川Bの作成にかかる昭和二十七年三月三 日附証明書により競売の目的たる不動産が債務者Cの所有に属することが一応認められるから、競売申立の要件にかくるところなく、原審がそのまま競売を続行実施したのは正当であつて少しも違法の点がない。もつとも抗告人提出の乙第一号証 (家屋新築申告書) 第二号証(家屋滅失申告書)によれば、現に競売の目的として 指示せられている建物はAが昭和二十三年八月新築したもので同人の所有にかか り、前記競売申立書に添附せられた登記簿謄本記載の建物は、従前その地上にあつ た債務者所有の建物が取り毀され滅失したのにもかかわらず、滅失登記がなされな かつたため、登記簿上においてのみ存在しているにすぎないかの観があるが、仮りにそのとおりとしても、真実の所有者Aは、競売実行中は民事訴訟法第五百四十九条により強制執行異議の訴を提起し、競売終了後においても競落人は差押当時債務 者に属しなかつた不動産の所有権を取得するいわれがないので競落人に対し所有権 確認の訴を提起してこれを争うことをうべく、債務者は、競売の目的不動産が債務 者に属しないことにより全然損失を被らないので、この点よりするも抗告人は右事 実を競落許可決定に対する不服の理由となすことができず、抗告人の抗告理由

(二) 抗告人主張の「債務名義の更正」が何を意味するか明瞭をかくけれど

〈要旨第二〉(三) 競売期日及び競落期日の指定はこれを利害関係人に告知し以てその権利の防禦をなさしむるを相当とするこ〈/要旨第二〉と、なお訴訟手続におる口頭弁論期日、証拠調期日を当事者に告知すると同様である。されば、法律は競売期日及び競落期日の日時、並びに利害関係人競売期日に出頭すべき旨を競売期日の公告の要件としたのである。

(民事訴訟法第六百五十八条第五号第七号第十号参照)そして競売法による競売手競において競売の期日は競売手続の利害関係人にこれを通知することを要すとなした関係上、(競売法第二十七条第二項参照)強制競売手続においても、慣例上、右公告以外利害関係人に競売期日の通知をているのであるが、競落期日の通知にいたつては、民事訴訟法は固より競売法においてもこれをなすことを要する旨の規定がない。されば原審が競売期日の公告に競落期日の日時を記載したのみで、特に債務者に対しこれを通知しなかつたからといつて、少しも違法の点はなく、抗告人の抗告理由(三)は理由がない。

抗告理由(三)は理由がない。 以上の次第で、抗告人の抗告理由は一も理由がなく、その他記録を精査するも、 原決定取消の事由となすに足る違法の点を発見することができないので、抗告人の 抗告を理由なしとし、主文のとおり決定した。

(裁判長判事 大江保直 判事 梅原松次郎 判事 猪俣幸一)